



令和8年1月9日

静岡市長 難波 喬司 様

静岡市特別職報酬等審議会  
会長 板垣 勝彦



特別職の報酬等の額について（答申）

令和7年11月12日付07静総人第2745号をもって諮問のあった市長、副市長、教育長、公営企業管理者及び常勤の監査委員の給料、期末手当及び退職手当の適正額並びに本市議会議員の報酬、期末手当及び政務活動費の適正額について、本審議会は慎重に審議した結果、次の結論に達したので答申します。

記

1 市長、副市長、教育長、公営企業管理者及び常勤の監査委員の給料、期末手当及び退職手当の適正額について

(1) 給料の額は、次のとおり改定することが適当である。

市長	1, 288, 000円	(現行 1, 250, 000円)
副市長	969, 000円	(現行 940, 000円)
教育長	837, 000円	(現行 812, 000円)
公営企業管理者	837, 000円	(現行 812, 000円)
常勤の監査委員	683, 000円	(現行 663, 000円)

(2) 期末手当の額は、次のとおり改定することが適当である。

4. 60月 (現行 4. 55月)

(3) 退職手当の算定式は、現行のとおりとすることが適当である。

2 本市議会議員の報酬、期末手当及び政務活動費の適正額について

(1) 報酬の額は、次のとおり改定することが適当である。

議 長 849,000円(現行 824,000円)

副議長 758,000円(現行 735,000円)

議 員 683,000円(現行 663,000円)

(2) 期末手当の額は、次のとおり改定することが適当である。

4.60月(現行 4.55月)

(3) 政務活動費の額は、現行のとおり据え置きとすることが適当である。

3 改定の時期

令和8年4月1日から改定することが適当である。

ただし、期末手当については、国の特別職や本市一般職との均衡を図るため、令和7年12月1日とすることが適当である。

4 改定理由

本審議会は、市長、副市長、教育長、公営企業管理者及び常勤の監査委員の給料、期末手当及び退職手当の適正額並びに本市議会議員の報酬、期末手当の適正額を決定するにあたり、年間総支給額及び一任期総支給額を念頭に置き、審議を行うこととし、先に市長の適正額を定め、市長の適正額を基準としてその他特別職の額を決定した。議員については、先に議員の適正額を定め、議員の適正額を基準として議長及び副議長の額を決定し、最後に政務活動費についての適正額を決定した。

市長は、広範かつ多岐にわたる市政の最重要課題に対し、その重責を全うし、誠実に、かつ着実に職務を遂行されており、市民や議会からもその職務に対する高い期待が寄せられているものと認識しており、その給与は、職務・職責に見合う水準とするべきである。一方で、個別の市政運営に対する評価を直接的な給与決定の要素とすることは、その評価基準の客観性を確保することが困難であるから、他の政令指定都市における市長の給与水準との相対評価により妥当性を担保する必要がある。

まず、市長の給料について、市長の給料月額は、平成19年4月1日の改



定(1,250,000円)以降、現在まで据え置かれているが、一部の委員からは、本市の人口減少の状況を考慮すると、人口が政令指定都市の中で最も少ない状況での引き上げには慎重であるべきとの意見や、他の政令指定都市との均衡は図れており、据え置きとするべきとの意見が出た。一方で、市長の給料の額は、他の政令指定都市と比較しても決して高い水準ではないという意見が多かった。本審議会では、近年の急激な物価高騰や、民間における賃金水準の引き上げの状況、本市の人事委員会勧告に基づく一般職給与の引き上げの状況、本市の財政状況及び静岡県や他の政令指定都市においても近年特別職の給与の引き上げが実施されている状況から、市長の給料については、引き上げることが適当であるとした。

引き上げ額については、政令指定都市間で支給額に幅があることから、人口規模が同程度の政令指定都市における均衡を念頭に置きつつ、本市が19年間改定を行っていない状況、その間の物価上昇の状況及び他の政令指定都市が1%台から3%台の引き上げを行っている状況及び本市の財政状況を踏まえ、3%程度の引き上げが適当であるとした。

期末手当については、これまでの本市の改定の考え方と同様に、本市の一般職の期末・勤勉手当の改定月数に準じた改定をすべきという意見が多かった。本審議会では、国の特別職の改定状況、他の政令指定都市の改定状況及び本市の人事委員会勧告に基づく一般職の期末・勤勉手当の引き上げの状況から、市長の期末手当については、引き上げることが適当であるとした。

退職手当については、算定式を据え置くべきという意見が多かった。本審議会では、退職手当の算定式を変更すべき理由がないことから、現行のとおりとすることが適当であるとした。

そのうえで、副市長、教育長、公営企業管理者及び常勤の監査委員の給料、期末手当については、市長の答申内容を基準とした引き上げ、退職手当については、据え置きが適当であるとし、給料の引き上げの額は、これまでの市長の給料との比率及び他の政令指定都市との均衡等を考慮したうえで決定した。

次に、議員の報酬及び期末手当について、市長の答申を検討する際と同様の要素を考慮した結果、市長等常勤の特別職と同様に、報酬及び期末手当を引き上げることが適当であるとし、議長、副議長の報酬、期末手当についても、議員の答申内容を基準として引き上げることが適当であるとの結論に

至った。

最後に、議員の政務活動費については、会派の大小にもよるが、過去の執行状況において一部返還されている実態から、更なる活動を期待しつつ、据え置きが適当であるとした。

なお、本答申の審議においては、改定に伴う財政負担増について、市の財政状況を確認したうえで、結論とした。

## 5 要望

本審議会の審議において出した結論は前述のとおりであるが、委員からの提案を基に、本審議会として次のように要望する。

(1) 市長の退職手当について、民間企業において役員の退職慰労金が廃止される傾向にあり、日本社会における給与のあり方（給料、期末手当、退職手当）というものが変化している現状に鑑みて、特別職の退職手当制度は恒久的な制度とはいえないことから、他の政令指定都市の状況を注視しつつ、退職手当の支給そのものの是非を含めた検討を継続していくことを要望する。

(2) 副市長、教育長、公営企業管理者及び常勤監査委員について、市長と同様の執行機関の特別職とは言え、選挙で選ばれる市長とは職責が異なるという考え方もあることから、市長とは異なる考え方での給与の検討を継続していくことを要望する。

(3) 議員報酬及び期末手当の額について、今回引上げという答申を行ったところであるが、静岡市の議員1人あたりの人口が13,657人で、政令指定都市の中で最も少ない状況である。

議員は、市民の視点に立ち、その活動を行うとともに、合理的な議会運営を実現するため、議会において、議員定数の見直しを含め、様々な議会改革を推進していただくことを要望する。

また、政務活動費について、今回据え置きという答申を行ったところであるが、大規模な会派では一定の返還額が生じているのに対し、小規模な会派ではほぼ全額を使用している現状に鑑みると、小規模な会派では固定費等の支出のために政務活動費の需要が高いことが推測されることから、単純な所属議員の人数に応じて交付する以外の方法も検討していただくことを要望する。